

緊急事態における警察庁の組織に関する訓令

(平成17年4月27日警察庁訓令第6号)

改正 平24.5.30警庁訓8、平25.5.1警庁訓4

(目的)

第1条 この訓令は、緊急事態に対処するための警察庁の組織に関して、警備実施要則(昭和38年国家公安委員会規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第2条 大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態において、当該事態の規模その他の状況により必要があると認めるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)は、警備実施要則第5条の規定により、臨時に対策本部を設置するものとする。

(対策本部の組織)

第3条 対策本部の長は、対策本部長とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 国民の生命、身体又は財産に特に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある場合 長官又は次長
- (2) 国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある場合 主たる対策に関する事項を所管する局長(以下「主管局長」という。)

2 対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

3 対策本部に、対策副本部長及び対策本部員を置く。

4 対策副本部長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 第1項第1号に定める場合 次長又は主管局長
- (2) 第1項第2号に定める場合 主たる対策に関する事項を所管する部の長及び主たる対策に関する事項を所管する局の事務を担当する長官官房審議官

5 対策副本部長は、対策本部長の職務を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 対策本部員は、警察庁の内部部局の官房長又は局長がその部内の職員のうちからあらかじめ指定した者をもって充てる。この場合において、官房長又は局長は、対策本部員の指定に関し主管局長と協議をするものとする。

7 対策本部の編成の細目は、別に定めるところによる。

(対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 警察の対処に係る基本的な方針の立案に関すること。
- (2) 情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 関係する管区警察局及び都道府県警察に対する指揮監督に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他警察庁の対処に関し必要な事項に関すること。

(対策室の設置)

第5条 長官は、第2条に規定する事態において、対策本部を設置しないときは、臨時に対策室を設置しなければならない。

2 対策室は、前条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事務をつかさどる。

3 対策室に、室長を置き、主たる対策に関する事項を所管する課の長（課長に準ずる職を含む。）をもって充てる。

4 室長は、対策室の事務を掌理する。

5 第3条第6項及び第7項の規定は、対策室について準用する。

6 第1項の対策室が設置されている場合において、当該事態に係る第2条の対策本部が設置されたときは、当該対策室は廃止されるものとし、対策本部が対策室の所掌事務を承継する。

(対策本部等の設置場所)

第6条 対策本部及び対策室（以下「対策本部等」という。）の設置場所は、東京都千代田区に所在する中央合同庁舎第2号館の警察庁庁舎とする。

2 長官は、前項の庁舎の安全が確保されていないと認める場合その他の当該庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、被害状況等に応じ、埼玉県さいたま市に所在するさいたま新都心合同庁舎2号館の関東管区警察局庁舎、東京都府中市に所在する警察大学校庁舎その他長官が適当と認める施設に対策本部等を設置するものとする。

(対策本部等の要員の招集)

第7条 対策本部等が設置された場合において、その長は、第2条に規定する事態の区分に応じ、第3条第6項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定により指定されている者の全部又は一部を対策本部等に招集するものとする。

2 対策本部等の長は、必要に応じ、前項に規定する者以外の者を招集することができる。

（大規模地震発生時等の職員の参集）

第8条 次の各号に掲げる事態においては、前条の規定による招集の有無にかかわらず、当該各号に定める者は、速やかに、第6条第1項の警察庁庁舎、同条第2項の関東管区警察局庁舎又は警察大学校庁舎その他のあらかじめ別に定める場所に参集するものとする。

- (1) 特別区の区域における震度6強以上の地震 長官、次長及び警察庁の内部部局の全ての職員
- (2) 特別区の区域における震度6弱の地震又はその他の区域における震度7の地震 長官、次長、官房長、局長、部長その他の別に定める者
- (3) 特別区の区域外における震度6強の地震 長官、次長、交通局長、警備局長、情報通信局長その他の別に定める者
- (4) 特別区の区域における震度5強の地震、その他の区域における震度6弱の地震又は大津波警報が発表された事態 次長、交通局長、警備局長、情報通信局長その他の別に定める者
- (5) 東海地震注意情報が発表された事態 警備局長その他の別に定める者

（初動対応）

第9条 第2条に規定する事態において、対策本部等が設置されるまでの間は、事態の区分にかかわらず、警備局警備課において必要な情報の収集及び分析並びに連絡を行うものとする。ただし、他課においてこれを行っている場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成17年5月10日から施行する。

附 則〔平24.5.30警庁訓8〕

この訓令は、平成24年5月31日から施行する。

附 則〔平25.5.1警庁訓4〕

この訓令は、平成25年5月2日から施行する。